



裁判長認印

第3回口頭弁論調書

事件の表示

平成22年(行ウ)第2号
平成23年10月25日午後4時00分

場所及び公開の有無

松山地方裁判所民事第2部法廷で公開

裁判長裁判官

島滋人

裁判官

瀬戸茂峰

裁判官

山聰司

裁判官

高井哉哉

裁判官

奥村悦夫

出頭した当事者等

高井弘之

同

別府有光

原告奥村、同高井及び同別府を除く原告
ら代理人 生田暉雄

被告代理人 高井 實

被告今治市長指定代理人

宮崎晃嘉

同 佐伯晃央

被告今治市教育委員会指定代理人

福田吉三郎

同 村上憲仁

平成24年1月31日午後4時00分

弁論の要領等

原 告 ら

指定期日

1 平成23年10月13日付け準備書面（21）陳述
2 同日付け準備書面（22）陳述
3 同日付け準備書面（23）陳述
4 同月14日付け準備書面（24）陳述
5 同月20日付け準備書面（25）陳述
6 同日付け準備書面（26）陳述
7 同日付け準備書面（27）陳述
8 同月21日付け準備書面（28）陳述
9 同月24日付け準備書面（29）陳述
10 同月25日付け準備書面（30）陳述
11 追加の主張の準備に2か月程度を要する。また、彼らが期日間に提出する準備書面に対する反論の準備には、3週間程度を要する。

被 告

平成23年10月14日付け準備書面（2）陳述

裁 判 長

- 1 被告らの準備書面の提出期限を平成23年12月28日と定める。
2 原告らの準備書面の提出期限を平成24年1月24日と定める。

証拠関係別紙のとおり

裁判所書記官 佐 伯 直

佐伯直